



## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年10月 5日

発信課	総務部 管財課
担当者	河原 由幸
連絡先	電話 0166-25-5443
	FAX 0166-25-8303
	E-mailkanzai@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <b>その他</b> (該当する分類を囲むこと。)
日程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	令和3年度公共駐車場事業特別会計に係る消費税及び地方消費税の修正申告による延滞税の納付について
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	公共駐車場事業特別会計に係る令和3年度申告分消費税の確定申告に誤りがあり、令和4年10月3日に修正申告を行うとともに、過大還付となった900,600円と、それに対する延滞税21,800円を納付いたしましたので御報告いたします。  詳細は別紙のとおりです
添付資料	<b>有</b> ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

令和4年10月5日

報道機関各位

旭川市総務部長

公共駐車場事業特別会計に係る消費税及び地方消費税額の不足額納付に係る延滞税の納付について

旭川市7条駐車場及び旭川駅前広場駐車場の特別会計である公共駐車場事業特別会計に係る令和3年度申告分（課税年度：令和2年度）消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の確定申告については、申告期限である令和3年9月30日までに言い、その結果、1,110,487円の消費税等の還付金及び還付加算金を受けたところです。

しかし、令和2年度決算では、特別会計の収支不足を解消するために一般会計から特別会計に収入補填した一般会計繰入金が生じており、その繰入金の額と消費税の還付加算金を、正しくは特定収入として消費税を計算すべきところを、誤って一般収入として取り扱っていたために、結果として確定申告により受領した消費税等の還付額のうち、900,600円が過大還付となっていたことが判明しました。

このため、令和4年10月3日、令和3年度消費税等の確定申告を修正する申告を行うとともに、過大還付分とそれに対する延滞税21,800円を同日納付いたしました。

市民の皆様には御迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げますとともに、今後同様の誤りが生じないように再発防止に努めてまいります。

### 1 今回納付した消費税及び地方消費税額と延滞税

(1) 過大還付分 900,600円（うち消費税702,500円、地方消費税198,100円）

(2) 延滞税 21,800円

（令和3年10月1日以降の1年分 令和3年中は年率2.5%、令和4年中は年率2.4%）

合計 922,400円

※ 前回（令和3年度）の還付額等 合計 1,110,487円

内訳 (ア) 消費税等 1,108,887円

(イ) 還付加算金 1,600円

### 2 誤りが発生した原因

一般会計からの繰入金や消費税の還付加算金等を「特定収入」として取り扱うことを理解していなかったため。

### 3 再発防止策

今後は、担当職員の消費税研修の受講により、申告事務に必要な知識の習得や専門性の向上を図るとともに、確定申告の手引きの内容や税務署職員への確認を丁寧に行う等、適正な事務処理に努めてまいります。

問合せ先

担当：総務部管財課 西田・河原

電話：25-5443（直通）